○医学・健康科学・スポーツ科学篇の投稿内規

（2012 年 1 月 25 日制定）

第 1 条　投稿の種類

論文（原著、短報、症例報告）、総説、技術ノート、報告、書評、随想、寄書、その他編集委員会が認めたものを掲載する。論文は著者による新しい知見、新しい解釈などが明確に示された独自性のある内容で未発表のものとする。

第 2 条　原稿の体裁

原稿には表紙ページ（Letter to Editor） を添付する。表紙ページには原稿の種類（論文、その他）、題名、筆頭著者とその所属及び連絡先を明記し、図、表を含む原稿については、それぞれの数を記すこと。

和文論文：論文題名、著者名、所属機関名、和文要旨（400 字以内）、キーワード（５語以内）、本文、文献、図、表及びその説明、英文要旨（250 語以内）の順に記載する。本文は序文、材料と方法、結果、考察の順に記載する。図、表及びその説明について、本文中に挿入する箇所を指定する場合はその旨を書き添える。

英文論文：論文題名、著者名、所属機関名、英文要旨（250 語以内）、キーワード（５語以内）、本文、文献、図、表及びその説明、和文要旨（400 字以内）の順に記載する。本文は序文、材料と方法、結果、考察の順に記載する。図、表及びその説明について、本文中に挿入する箇所を指定する場合はその旨を書き添える。

なお、原著以外の場合は必ずしもこれに準じなくてもよい。

文献の引用は論文に直接関係があるものに留めること。文献は本文の末尾に著者名のアルファベット順に番号を付してまとめ、文中には引用する箇所（文）の後に論文の番号を[1, 5-7, 10]のように挿入すること。文献の記載は以下の通りとする。

雑誌：引用番号．著者名．（発行年号）表題．雑誌名．巻：始頁-終頁

書籍：引用番号．著者名．（発行年号）表題．編集者名．書名．版数．発行所，発行所所在地，pp 始頁-終頁

第 3 条　原稿の長さ

原則として、総説は刷り上がり 15 ページ以内、原著、報告は同 10 ページ以内、短報、症例報告、技術ノート、その他は同 5 ページ以内とする。

Presented by Medical*Online

第 4 条　投稿の作成

原稿はパソコンとワープロソフトを用いて作成し、A4 版用紙にダブルスペース、横書きで記述する。和文の場合は常用漢字を使用し、句読点は「。」と「、」を用いる。和文は明朝体 10.5p を、英文フォントは Times、Times New Roman または Century の 10.5p を使用する。和文中に使用する外国語、単位、数値、文献番号等の英数字は括弧を含めて半角文字を用いる。

第 5 条　原稿の投稿

(1)　原稿は本投稿内規にしたがって作成し、原稿１部とコピー１部を総合研究所所長宛に提出する。

(2)　総合研究所所長は原稿受領後、直ちに受領した旨を投稿者に通知するとともに、名古屋学院大学論集「医学・健康科学･スポーツ科学篇」の編集委員会（以下「編集委員会」という）委員長に原稿の採否を諮る。

(3)　編集委員会委員長は原則として学内から査読者を選出し、論文の審査を依頼する。

(4)　審査を依頼され受諾した者は、原稿受領後２週間以内に結果を所定の審査用紙に記して委員長に提出する。

(5)　査読者は必要に応じ、編集委員会を通して著者に記述内容について指摘や質問をすることができる。

(6)　査読者から指摘や質問があった場合、投稿者はそれぞれについて回答しなければならない。

(7)　査読者による審査結果は以下のいずれかとする。

1)　そのまま掲載する

2)　修正して掲載する（修正箇所等を指摘する）

3)　掲載を認めない

(8)　(7) の 1) で採択された場合、著者は採択された原稿の電子ファイルをウィルスチェック済みのＵＳＢメモリーにて編集委員会に提出する。(7) の 2) で採択された場合、著者は採択された修正原稿一部とその修正原稿の電子ファイルをウィルスチェック済みのＵＳＢメモリーにて編集委員会に提出する。

(9)　編集委員会は提出された電子ファイルを入稿する。入稿後の著者による校正は出力紙で１回行う。

Presented by Medical*Online

第 6 条　その他必要事項については、論集投稿内規に準ずる。

第 7 条　この内規の所管は、総合研究所事務室とする。

第 8 条　この内規の改廃は、総合研究所委員会の議を経て学長が決定する。

附則 1　この内規は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2　この内規は、2014 年 1 月 29 日改正、2014 年 4 月 1 日から施行する。

附則 3　この内規は、2018 年 12 月 19 日改正、2018 年 12 月 19 日から施行する。

附則 4　この内規は、2021 年 2 月 24 日改正、2021 年 2 月 24 日から施行する。

Presented by Medical*Online